

つどいの広場の実施場所が一部変更になります

市では、おおむね3歳未満のお子さんとその保護者が自由に遊び、他の親子と交流できる施設として、つどいの広場を市内5カ所に開設しています。

次の期間、実施日時・場所が変更となりますので、ご利用の際はご注意ください。

▶**変更期間** 12月23日(月)～令和2年1月8日(水)※12月28日(土)～1月4日(土)は休み

▶**変更期間中に実施するつどいの広場**

名称	所在地	開設日時	電話番号
はすのこ	児童センター	月～土曜日 午前10時～午後3時	553-2108
みなみかわら	老人福祉センター南河原荘隣	月～土曜日 午前9時～午後2時	557-0977
さきたま	埼玉保育園(埼玉4595-1)	火・水・木曜日 午前9時～午後2時	559-2433

※つどいの広場「さくら」、「ひがし」では実施しません。

▶**その他**

つどいの広場「さきたま」は、午前9時～正午は保育室開放、正午～午後2時は子育て相談(電話または面接※要予約)です。

▶**問い合わせ** 子ども未来課子ども未来担当(内線262)



病児保育所げんきキッズをご利用ください

病児保育所げんきキッズは、保護者の就労などにより、病氣中もしくは病氣回復期にあるお子さんを家庭で保育できない場合に、一時的に保護者に代わりお子さんをお預かりする施設です。

▶**施設名** 病児保育所げんきキッズ(小見1401-4 南川げんきクリニック隣)☎090-8111-8751

▶**対象** 乳幼児～小学3年生

▶**保育時間** 月～金曜日の午前8時～午後6時

▶**利用料金** 2,000円(市民税非課税世帯および生活保護受給世帯は無料)

▶**利用方法**

①事前に利用者登録が必要となります。「病児・病後児保育利用者登録書」を病児保育所げんきキッズに提出してください。

②お子さんが病氣になったとき、主治医や小児科医の診察を受けてください。その際、「病児・病後児保育利用申請書」の医師確認欄に記入してもらってください。

③原則として保育希望日の前日までに予約してください。

④利用当日に「病児・病後児保育利用申請書」を提出し、施設へ入所してください。

▶**利用当日に持参するもの**

①病児・病後児保育利用申請書

②印鑑

③母子手帳

④お子さんの健康保険証

⑤子ども医療費受給資格証

⑥医師の処方した薬(昼1回分)

⑦薬の説明書

⑧弁当(症状に合わせたもの、酒精・洋酒が含まれていないもの)

⑨ミルク、哺乳瓶

⑩紙おむつ、おしりふき

⑪ビニール袋2枚

⑫非課税証明書(非課税世帯のみ)

▶**問い合わせ** 子ども未来課子ども未来担当(内線262)



ひとり親家庭などの手当のご案内

市では、次のようなひとり親家庭などに対する支援を行っています。

児童扶養手当

ひとり親家庭または配偶者が重度の障害の場合で、18歳になった年度末までのお子さん(お子さんが一定の障害を有する場合は20歳未満まで)を養育している方に対して、児童扶養手当を支給しています。手当は、申請を受け付けた翌月分から対象となりますが、養育者の所得によっては支給されない場合があります。

●**次のいずれかに該当するお子さんを育てている父または母、もしくは養育者に支給します。**

- ・父母が婚姻を解消したお子さん
 - ・父または母が死亡したお子さん
 - ・父または母に1年以上遺棄されているお子さん
 - ・婚姻によらないで生まれたお子さん
 - ・父または母が重度の障害の状態にあるお子さんなど
- ※父、母、養育者または児童が公的年金など(遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など)を受給していて、その額が児童扶養手当額より低い場合は、差額分を手当として支給します。

●**次のような場合は受けられません。**

- ・申請者やお子さんが日本国内に住所を有しないとき
- ・お子さんが児童福祉施設などに入所しているとき
- ・父または母が婚姻しているとき(内縁関係にある場合や事実上婚姻関係にある場合を含む)

特別児童扶養手当

精神または身体に一定の障害がある20歳未満のお子さんを育てている方に手当を支給します。手当は、申請を受け付けた翌月分から対象となりますが、養育者の所得によっては支給されない場合があります。

●**次のような場合は受けられません。**

- ・申請する方やお子さんが日本国内に住所を有しないとき
- ・お子さんが障害による公的年金を受けることができるとき
- ・お子さんが児童福祉施設などに入所しているとき

ひとり親家庭等児童養育手当

ひとり親家庭で義務教育就業中のお子さんを養育している方に手当を支給します。

●**次のいずれかに該当するお子さんを育てている父または母、もしくは養育者に支給します。**

- ・父または母、もしくは父母の双方が死亡したお子さん
- ・父母が婚姻(事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む)を解消したお子さん
- ・婚姻によらないで生まれたお子さん

●**次のような方は受けられません。**

- ・生活保護を受けている世帯の保護者
- ・現年度(4月分から7月分の手当は前年度)の市民税所得割が課税されている保護者

▶**問い合わせ** 子ども未来課給付担当(内線292)

行田市浮き城のまち・子育てジョイ・ハッピー事業の協賛店舗を募集します

行田市浮き城のまち・子育てジョイ・ハッピー事業は、第3子以降のお子さんの誕生を祝して、18,000円分の「行田市子育てハッピー券」を保護者に贈呈するもので、本事業に協賛いただいている店舗が用意したお祝いセットを引き換えるものです。本事業に協賛していただける店舗を募集しますので、ぜひご応募ください。

▶**事業内容** 協賛店舗は3,000円相当分のお祝いセットを用意し、行田市子育てハッピー券と引き換えに提供してください(お祝いセット例:焼き菓子のセット、スキンケアセット、保育・家事援助サービスなど)。

▶**応募方法** 子ども未来課で配布している登録申込書(市ホームページからダウンロード可)に必要事項を記入の上、お祝いセットの写真と一緒に同課へ申し

込みください。

▶**その他**

- ・3,000円相当分のお祝いセットの用意が難しい場合は、1,000円または2,000円相当分のセットでも可能です。
- ・協賛いただいた店舗は、市ホームページやパンフレットなどに掲載します。

▶**問い合わせ**

同課子ども未来担当
(内線262)

